

模擬国連会議全国大会規約

(事業及び事業者の名称)

第1条

本事業を、模擬国連会議全日本大会（以下、本大会）と称する。

第2条

本大会は、模擬国連会議全日本大会運営事務局（以下、事務局）が運営することとする。

(代表者及び会計担当者)

第3条

代表者及び会計担当者は以下の通りである。

代表者: 田中 陽子

会計担当者: 伊勢 龍介

(申し込み資格)

第4条

本大会へは以下の2要件を満たした場合に参加できるものとする。

- (1) 高校生、大学生、大学院生あるいはそれに準ずるもの並びに日本模擬国連に所属経験のあるOB・OG。
- (2) 本大会の募集要項並びに本規約を読み、承諾した者。

(申し込み)

第5条

参加の申し込みは、事務局が大会ごとに指定する方法によって受け付ける。ただし、記載された情報が正確でない場合、当該申し込みはなかったものとみなす。

第6条

前条の規定に定められる以外の方法による申し込みは認めない。

第7条

申し込みの効力については民法93条から126条までの規定を準用する。

第8条

入力された情報については別に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うこととする。

第9条

特定の会議や国への応募が集中したことにより、希望と異なる会議や国が割り振られたことへの異議申し立ては認めない。

(申し込みの期間)

第10条

大会参加者は、事務局が別に定める期間内に、申し込みを行う。ただし、本項の規定は事務局が必要に応じて募集期間の延長・変更・追加を行うことを妨げない。

(支払方法)

第11条

- (1) 本大会への参加料の支払いは、事務局が指定する方法で行う。
- (2) 振込人氏名を入力せずに行われた支払いは、支払いがなかったものとみなし、返金しない。

(手数料の扱い)

第12条

支払に伴う手数料は参加者の負担とする。

(支払先)

第13条

大会参加者は、別に事務局が指定する払込先に振り込む。

(支払期限)

第14条

入金の期限は本大会の募集要項に記載の支払期限（以下、所定の期限）とする

(連絡先)

第15条

支払に関する連絡は事務局が指定するアドレスにメールで行う。

(参加資格の喪失)

第16条

支払期限内に支払いがなく、連絡がないなど、支払意思がないと事務局が判断した者はキャンセルとみなし、かつ議場への入室を禁じる。

(キャンセル)

第17条

キャンセルの際は必ず本大会運営事務局まで連絡することとする。

第18条

- (1) キャンセルに際しては、募集要項において定めるキャンセル料金が発生する。
- (2) 定員超過のために事務局が参加を拒否した場合は、前項の規定の通りではない。

第19条

キャンセルによる返金にかかる手数料は申込者の負担とする。

第 20 条

前後泊のキャンセル費は大会参加キャンセル費とは別とする。

第 21 条

当日における無断欠席の場合も参加費全額を徴収する。

(参加拒絶)

第 22 条

以下の項目いずれかに該当するものは、本大会への参加を認めない。

- (1) 事務局の許可なしに、ネットワークビジネス・商品販売・宗教活動・その他イベント等の宣伝・勧誘行為を行った者、またそれを目的として参加する者。
- (2) 過去に重大な非違行為を行ったと認められる者。
- (3) 過去の日本模擬国連 (Japan Model United Nations) が主催する全国大会において、参加費の未納があり、且つ未だ参加費を払っていない者。
- (4) その他事務局が不適切であると判断した者

第 23 条

次年度以降、模擬国連会議全日本大会が開催された時、本大会において参加費の未納した者の参加は認められない。

(著作権の帰属)

第 24 条

本大会に関連して事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物に関する著作権は事務局または権利者に帰属する。但し、会議監督がこれを拒否した場合は、この限りではない。

(無断複製・第三者への譲渡の禁止)

第 25 条

本大会に関連し事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物の自己使用目的以外での、無断複製ならびに使用を禁ずる。

(免責)

第 26 条

- (1) 事務局あるいは大会運営者によるものを除く、一切の傷病・携行品の紛失・事故・怪我・急病・被害に関し、事務局は責任を負わない。
- (2) 参加者間でのトラブルに関し、事務局は一切関知しない。

(大会の中止及び延期)

第 27 条

プログラムの遂行に影響がある災害、感染症等が発生した場合、あるいは、事務局が本大会の実施が不可能であると判断した場合には、本大会を中止、または開催を延期する。

(不可抗力)

第 28 条

前条の規定、あるいは、一部の地域で発生した災害、感染症等により、参加が困難になった場合を含む不可抗力による大会の中止、開始の遅延の場合に、事務局は一切の責任を負わない。

(個人情報の利用)

第 29 条

事務局が収集する個人情報については別に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱う。

(準拠法)

第 30 条

本規約はすべて日本国における現行法に従い処理する。

第 31 条

その他本規約に定めがない事項については、事務局の判断に従うこととする。

(規約の変更)

第 32 条

- (1) 当規約は参加者の許諾なく変更できるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、参加者は当該変更後の規約がウェブサイト上で公開されていなかったことを以って対抗できるものとする。

(分離条項)

第 33 条

- (1) いかなる管轄の法律の下で、本規約のいずれかの条項が違法、無効又は矯正不可能とされたとしても、他の管轄の法律の下ではその適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響をも及ぼさず、また他の条項の適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響も及ぼさない。
- (2) 前項の適用が行われた場合、契約当事者は、必要な修正に合意するために直ちに協議する。

(協議条項)

第 34 条

本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって協議の上、取り決めるものとする。

(裁判管轄)

第 35 条

本契約に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

施行日

令和 3 年 8 月 31 日施行

模擬国連会議全日本大会運営事務局